

政令第 号

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備に関する政令

内閣は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公有水面埋立法施行令の一部改正）

第一条 公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項本文中「会社ノ分割」を「会社分割」に、「分割前」を「会社分割前」に改め、同項ただし書中「分割ノ登記」を「会社分割ノ登記」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第二条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第三号中「又は社員名簿」及び「又は社員総会」を削り、「営業報告書」を「事業報告書」に改める。

(鉄道軌道整備法施行令等の一部改正)

第三条 次に掲げる政令の規定中「資本」を「資本金」に改める。

一 鉄道軌道整備法施行令(昭和三十三年政令第二百五十六号)第五条

二 積立式宅地建物販売業法施行令(昭和四十六年政令第三百四十五号)第四条の見出し

三 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)第四条の見出し

(新住宅市街地開発法施行令の一部改正)

第四条 新住宅市街地開発法施行令(昭和三十八年政令第三百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「株式会社又は有限会社」を「又は株式会社」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第五条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「資本の」を「資本金の」に改める。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令の一部改正)

第六条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十六年政令第二百五十号)の一

部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 法第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは前号に掲げる者がその総株主の議決権の過半数を保有している株式会社又はこれらの規定に掲げる者がその社員（業務執行権を有しないものを除く。）の過半数を占めている合名会社、合資会社若しくは合同会社であつて、住宅を建設して賃貸する事業を営むもの

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第七条 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第二編第四章第七節若しくは第九節、破産法（平成十六年法律第七十五号）、会社更生法（平成十四年法律第五百十四号）、」を削り、「又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）」を「、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）、会社更生法（平成十四年法律第五百十四号）、破産法（平成十六年法律第七十五号）又は会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章若しくは第三編第八

章」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正)

第八条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項を次のように改める。

法第一百七条第二項第二号の政令で定める者は、同項第一号に掲げる者がその総株主の議決権の過半数を保有している株式会社又は同号に掲げる者がその社員(業務執行権を有しないものを除く。)の過半数を占めている合名会社、合資会社若しくは合同会社であつて、住宅を建設して賃貸する事業を営むものとする。

(船舶油濁損害賠償保障法施行令の一部改正)

第九条 船舶油濁損害賠償保障法施行令(昭和五十一年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「又は有限会社」及び「又は資本の過半に当たる出資口数」を削る。

(関西国際空港株式会社法施行令の一部改正)

第十条 関西国際空港株式会社法施行令（昭和五十九年政令第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「代わり債券等」を「代わり社債券等」に改め、同条中「債券」を「社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「失われた債券」を「失われた社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

第六条の見出し中「代わり債券」を「代わり社債券」に改め、同条中「債券」を「社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「債券」を「社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

（東京湾横断道路の建設に関する特別措置法施行令及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 次に掲げる政令の規定の見出し中「代わり債券」を「代わり社債券」に改め、当該規定中「債券」を「社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「失われた債券」を「失われた社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

一 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法施行令（昭和六十一年政令第百六十七号）第一条

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律施行令（昭和六十二年政令第五十号）第一条

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律施行令（平成十年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「代わり債券等」を「代わり社債券等」に改め、同条中「債券」を「社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「失われた債券」を「失われた社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

第六条の見出し中「代わり債券」を「代わり社債券」に改め、同条中「債券」を「社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「債券」を「社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

（成田国際空港株式会社法施行令の一部改正）

第十三条 成田国際空港株式会社法施行令（平成十六年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「代わり債券」を「代わり社債券」に改め、同条中「、債券」を「、社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「失われた債券」を「失われた社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

附則第七条の見出し中「代わり債券等」を「代わり社債券等」に改め、同条中「、債券」を「、社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「債券」を「社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

(高速道路株式会社法施行令の一部改正)

第十四条 高速道路株式会社法施行令(平成十七年政令第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「代わり債券」を「代わり社債券」に改め、同条中「、債券」を「、社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「失われた債券」を「失われた社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

附則第三項の見出し中「代わり債券等」を「代わり社債券等」に改め、同条中「、債券」を「、社債券」に、「代わり債券」を「代わり社債券」に、「債券」を「社債券」に、「当該債券」を「当該社債券」に改める。

券」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

(公有水面埋立法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十六条の規定によりなお従前の例によることとされる吸収分割又は同法第一百五十五条の規定によりなお従前の例によることとされる吸収分割若しくは新設分割によって、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許の出願がされている事業を承継した株式会社の当該免許の出願の承継については、なお従前の例による。

(国土利用計画法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第一百七十七条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理又は同法第一百八条の規定によりなお従前の例によることとされる株式会社の清算の手續において裁判所の許可を得て国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項に規定す

る土地売買等の契約の締結が行われる場合については、第七条の規定による改正後の国土利用計画法施行令第六条第三号に規定する手続において裁判所の許可を得て行われる場合とみなす。

（船舶油濁損害賠償保障法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成十九年十二月三十一日までの間は、第九条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法施行令第四条中「株式会社」とあるのは「株式会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第一条第三号の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）以下この条において「旧有限会社法」という。）の規定による有限会社」と、「株式を」とあるのは「株式又は旧有限会社法の規定による資本の過半に当たる出資口数を」とする。

理由

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、公有水面埋立法施行令その他の国土交通省関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。